

マイナンバー制度と電子証明書 についての考察

平成 27 年度 特許制度運用協議委員会

委員長 **清水 正憲**，副委員長 **斎藤 美晴**



要 約

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる「マイナンバー法」施行に基づき、来年（2016年）1月1日から、「社会保障・税番号制度」、通称「マイナンバー制度」がスタートする予定です。

これに先立ち今年（2015年）10月から、国民には「個人番号」、通称「マイナンバー」が、法人には「法人番号」が通知されます。来年1月からは国民に対して「個人番号カード」の交付が開始されます。

「マイナンバー」はその利用が納税、社会保障および災害に限定されているものの、意外と適用範囲が広く、会員の個人事務所から大手事務所、更に特許業務法人に関係しますし、個々の会員と日本弁理士会との間にも関係する場合があります。

さらに、多くの会員が「オンライン電子手続」に使用している個人電子証明書である「公的個人認証サービス」も、これを格納する現行の通称「住基カード」から「個人番号カード」に切り替えられていきます。

そのため、既に対応準備に入られた会員も多いと思われるのですが、本稿は、主に「マイナンバー」に関する「公的個人認証サービス」について解説、考察するとともに、「公的個人認証サービス」の前提となる「マイナンバー制度」の概要も併せて簡単に解説し、新制度に備える一助とします。

もっとも、現時点（2015年7月）で「マイナンバー制度」の全てが公表されておらず、新制度の追加も予想されますので、今後、本稿の記載内容とは異なることがあり得ます。更に、「マイナンバー」の納税や社会保障等への運用は難解ですから、疑問点等につきましては政府公開資料や関連書籍でご確認くださいとともに、必要に応じて弁護士、税理士、社会保険労務士等にご相談ください。

目次

1. 目前に迫った「マイナンバー制度」

- (1) 「マイナンバー制度」と導入スケジュール
- (2) 「通知カード」, 「個人番号カード」, 「法人番号通知」
- (3) マイナポータル
- (4) 意外に適用範囲が広い「マイナンバー」

2. 事務所側でも早期準備が必要

- (1) 「マイナンバー」の記載が必要とされる例
- (2) 「マイナンバー」の利用
- (3) 「マイナンバー」の管理

3. どうなる「住基カード」の「公的個人認証サービス」(個人電子証明書)

- (1) 「住基カード」と「個人番号カード」の「公的個人認証サービス」の違い
- (2) 早期の「個人番号カード」への切り替えは？
- (3) パスワード誤入力とロック

4. オンライン電子手続上の注意点は？

- (1) パソコンの設定変更は必要か
- (2) インターネット出願ソフトの設定変更は必要か

(3) 「個人番号カード」以外の「個人電子証明書」や「法人電子証明書」

5. 「個人番号(カード)」を提示する場合の注意

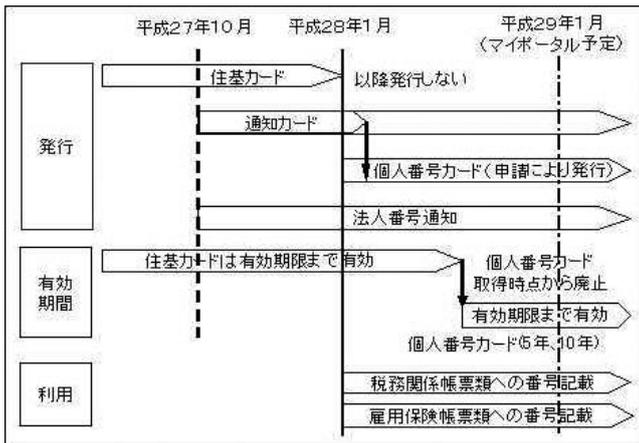
- (1) 電子手続において
- (2) 一般の社会生活において
- (3) 「マイナンバー」の不正聞き出し

1. 目前に迫った「マイナンバー制度」

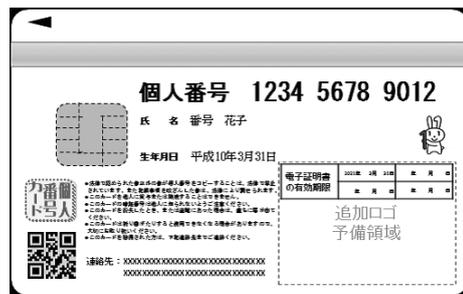
(1) 「マイナンバー制度」と導入スケジュール

「マイナンバー」制度は、住民票を有する国民全員に個人番号を付し、これを行政機関への手続に用いる制度であり、正確な所得把握、社会保障の不正受給の防止、災害への適切な対応等を目的としています。

「導入スケジュール」



「個人番号カード」の表面イメージ：総務省資料より」

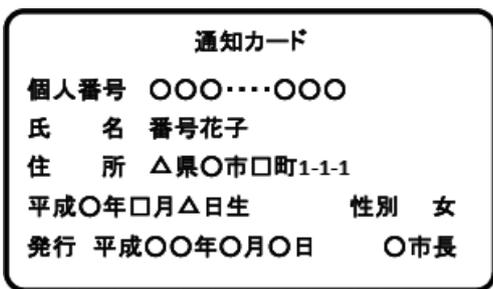


「個人番号カード」の裏面イメージ：総務省資料より」

(2) 「通知カード」, 「個人番号カード」, 「法人番号通知」

「個人番号」, 通称「マイナンバー」は, 住民登録している全国民(中長期滞留者や特別永住者等の外国人も対象)を対象に通知される12桁の番号です。今年(2015年)10月から, 市区町村から住民票の住所に「通知カード」(紙カード)が簡易書留にて郵送されます。なお, 特別な理由のない限り, 生涯, 番号変更はありません。

「通知カード」のみを所持し, 「個人番号」が必要な場合に提示することも可能です。しかし, 「通知カード」と併せて, 顔写真付きの証明書, 例えば「パスポート」や「運転免許証」その他の証明書を提示しての本人確認が必要です。「個人番号カード」を使用する場合, 別途証明書は不要です。



「通知カードのイメージ：総務省資料より」

「個人番号カード」は, 「通知カード」とともに同封される申請書に基づき, 「通知カード」と引き替えに, 来年1月から市区町村で交付される顔写真付きのICカードです。有効期限は満20歳未満が5年間, 20歳以上が10年間です。今後, 種々のサービス提供が検討されています。最初の交付料金は無料のようですが, 有効期間満了に伴う更新料金等は検討中です。

「個人番号カード」には, 「署名用電子証明書」と「利用者証明用電子証明書」の2つの電子証明書が格納可能です。何れの有効期間も発行日から5回目の誕生日までのようです。

「署名用電子証明書」が住民票の異動によって失効する点は, 「住基カード」の「公的個人認証サービス」と同じです。

インターネット出願ソフトでは「署名用電子証明書」および「利用者証明用電子証明書」双方を使用します。「利用者証明用電子証明書」は, 「マイナンバー」の利用状況を掲載する「マイナポータル」(後述)にログインするために使用します。

他方, 「法人番号通知」は, 法人登記している法人(特許業務法人)に対し, 今年(2015年)10月以降, 国税庁から13桁の「法人番号」を通知する書面です。通知後の変更はできません。

「法人番号」は, 「個人番号」と異なり, 個人情報保護の必要性がないとの考えから, 種々の分野での利用が予想されます。インターネットを介しても原則公表されます。

以降, 本稿では, 主に「個人番号」について説明します。

(3) マイナポータル

「マイナポータル」は, 自己の「マイナンバー」がどのように利用されたかの情報等を掲載する「情報提供等記録開示システム」で, 「個人番号カード」の「利用

者証明用電子証明書」を用いてオンライン確認可能です。マイナンバー開始1年後を目途に開発が進められています。

(4) 意外に適用範囲が広い「マイナンバー」

「マイナンバー」は、これを提示する機会が少ないと思われがちですが、意外と頻繁にあると予想されます。

個人又はいわゆる大手の事務所に拘わらず、会員本人の確定申告、従業員の源泉徴収に係る税務署や都道府県への報告、従業員に係る健康保険事務や年金事務等の社会保険事務、外注又は下請け企業との取引に係る税務申告が想定され、従業員とその家族、更に取引関係者の「個人番号」や「法人番号」を収集、管理、使用をする必要が生じます。

そのため、事務所の規模や事業主・勤務弁理士に拘わらず大多数の会員は、「個人番号関係事務実施者」として、関係者の「マイナンバー」を扱う必要が出てきます。

さらに、会員は、日本弁理士会その他の団体の研修会講師をしたり執筆をしたりして報酬を受ける場合も、「マイナンバー」を相手方に提示する必要があります。

2. 事務所側でも早期準備が必要

以下に「マイナンバー」の記載が必要な書面例、「マイナンバー」の収集、管理等についてごく簡単に示します。

(1) 「マイナンバー」の記載が必要とされる例

「国税関係の代表例」

確定申告、給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票、報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書その他
「地方税関係の代表例」

給与所得者の扶養控除（異動）申告書、市町村税都道府県民税納入申告書、給与支払報告書、退職所得申告書その他

「社会保障関係の代表例」

健康保険や厚生年金保険の保険者資格収集届出書、雇用保険被保険者資格収集届、介護休業給付金支給申請書その他

(2) 「マイナンバー」の利用

「マイナンバー」は、提示する本人および提示を求め

る事業者双方が、その扱いについて十分認識することが必要です。

特許事務所側では、従業員とその家族、外注・下請け等の取引先の「マイナンバー」の収集・保管・活用・破棄・セキュリティへの対応をするため、今年から準備が必要です。

(3) 「マイナンバー」の管理

「マイナンバー」を含む個人情報を「特定個人情報」といいます。例えば、従業員の氏名・生年月日・電話番号といった個人情報に「個人番号」が加わると「特定個人情報」になり、その取扱には厳しい規制があります。

「マイナンバー」又は「特定個人情報」の管理は、その収集・保管・活用・破棄・セキュリティに関するものになり、以下の対策実行が特許事務所の規模に応じて求められます。

- ① 「マイナンバー」に係る基本方針、取扱規程の策定
- ② 「マイナンバー」に対応した人事・給与・会計等のシステム開発や改修
- ③ 「マイナンバー」に対応した組織体制、担当者の監督、担当区域管理、漏洩防止、アクセス制限等の管理措置の実施
- ④ 所員、特に総務・経理部門等の取扱い担当者への研修・教育の実施

3. どうなる「住基カード」の「公的個人認証サービス」（個人電子証明書）

(1) 「住基カード」と「個人番号カード」の「公的個人認証サービス」の違い

「個人番号カード」に格納した「公的個人認証サービス」は、従来の「住基カード」に格納された「公的個人認証サービス」と同様に、インターネット出願ソフトの個人電子証明書として使用可能です。

「住基カード」の「公的個人認証サービス」は「個人番号カード」の「署名用電子証明書」にはほぼ相当しますが、「個人番号カード」の「公的個人認証サービス」といった場合「署名用電子証明書」と「利用者証明用電子証明書」双方を含めて使用されているようです。

「個人番号カード」の「公的個人認証サービス」：
「署名用電子証明書」と「利用者証明用電子証明書」

「住基カード」と「個人番号カード」双方を所有することはできません。「個人番号カード」を取得する時点で、「住基カード」自体およびこの「公的個人認証サービス」は失効します。「住基カード」の「公的個人認証サービス」に残存期間がある場合、その期間を「個人番号カード」の「署名用電子証明書（公的個人認証サービス）」に引き継げるかは不明ですが、新たな電子証明書ですから、おそらく引き継げないと思われます。

(2) 早期の「個人番号カード」への切り替えは？

来年（2016年）に入って「個人番号カード」を早期に所有して「公的個人認証サービス」を格納してもらうのが得策か否かで問題がありそうです。

①写真付き「住基カード」を所有している場合

「個人番号カード」への切り替えは、私見ですが、「住基カード」の「公的個人認証サービス」の有効期限が到来するまで、又は1年程度は様子を見た方がよいと思われます。

その理由は、従来の写真付き「住基カード」で公的な本人証明が可能であること、インターネット出願ソフトにおける使い方に変更がないこと、「個人番号カード」に格納される「利用者証明用電子証明書」の使用が求められる「マイナポータル」運用開始が施行1年後であり、当面、「利用者証明用電子証明書」を使用する場面が見当たらないこと、新たな制度発足によってどのような事態が起きるか不明であることによります。

②写真付きの「住基カード」を所有していない場合

任意の時点で「個人番号カード」に切り換え、「公的個人認証サービス」を格納しても問題はないと思われます。

もっとも、「個人番号」表示のない公的な個人証明書を得ようとする場合には、今年中に写真付き「住基カード」を取得する方法があります。

(3) パスワード誤入力とロック

現行の「住基カード」ではパスワードを「5回」誤入力するとカードにロックが掛ります。「住基カード」のパスワードを忘れてカードロックさせ、「公的個人認証サービス」の再交付を迫られた会員も多いと思われます。

「個人番号カード」についても、セキュリティの観点からパスワードの複数回誤入力により、カードロック

が掛ることが想定されますので、ご注意ください。しかも、「利用者証明用電子証明書」および「署名用電子証明書」双方のパスワード管理が必要です。

4. オンライン電子手続上の注意点は？

(1) パソコンの設定変更は必要か

現在でも、「住基カード」に格納された「公的個人認証サービス」を使用する場合、以下の事前準備が必要です。

- ①公的個人認証サービスの「利用者クライアントソフト」のインストール
- ②「利用者クライアントソフト」中の「公的個人認証ユーティリティ」でICカードリーダーの指定
- ③「公的個人認証ユーティリティ」中の「証明書表示ツール」で証明書の表示確認

「個人番号カード」の「公的個人認証サービス」の運用に当たっては、新たな「利用者クライアントソフト」のインストールが必要と思われますし、ICカードリーダーの指定および「証明書表示ツール」での証明書の表示確認も必要と思われます。

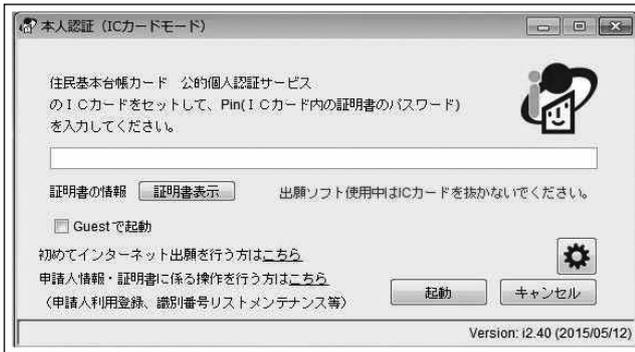
(2) インターネット出願ソフトの設定変更は必要か

制度的には「住基カード」と「個人番号カード」の「公的個人認証サービス」が併存しますので、インターネット出願ソフトの環境設定における「認証」タブにおいて、証明書モードの設定変更が予想されます。

さらに、インターネット出願ソフトを「住基カード」で起動して最初に表示される現行の「本人認証」画面は、変更されると思われますので、特許庁（INPIT）のお知らせ又は日本弁理士会の「ペーパーレスニュース」にご確認ください。

特に、「個人番号カード」には、2つの証明書が格納され、対応する2つの「パスワード」がありますから、「個人番号カード」を使用してインターネット出願ソフトを起動する場合、起動して表示される「本人認証」画面で、認証局サービス名を「個人番号カード」に指定して2つの「パスワード」入力を求められるようです。

「住基カード」を用いる現行の「本人認証」画面



(3) 「個人番号カード」以外の「個人電子証明書」や「法人電子証明書」

「住基カード」や「個人番号カード」以外の「個人電子証明書」すなわち民間認証局から購入した「個人電子証明書」、更に「法人電子証明書」は、その扱いに変更はありません。

5. 「個人番号（カード）」を提示する場合の注意

(1) 電子手続において

「個人番号カード」は、「住基カード」と異なり、裏面に「個人番号」が表示されていますから、第三者に「個人番号カード」を提示して電子手続を依頼する場合には、その扱いに「住基カード」以上の注意を払った方が賢明です。

(2) 一般の社会生活において

一般の社会生活、例えば商品を購入・買い換えする場合、金融機関でローンを組む場合、不動産を賃貸する場合その他において、従来、本人確認のために「運転免許証」等の提示やそのコピーの承諾を求められることがあります。

このような事例の本人確認のために「個人番号（カード）」を提示する場合、「個人番号」が表示されている面のコピーは、目的外使用であれば認められていません。

そのため、提示した「通知カード」や「個人番号カード」に対する先方の扱い、例えば個人番号の書き写し等に注意を払うとともに、「個人番号カード」のコピーが必要な場合には面前でもらうか、予め「個人番号カード」表面のコピーを用意しておく、これを手渡す慎重さが求められます。

(3) 「マイナンバー」の不正聞き出し

マイナンバーについては、行政機関等に個人情報を記載した書面を提出するために必要な場合を除き、個人番号の収集、保管、第三者への提供は違法ですし、個人番号データファイルも、行政機関等に必要書面を提出するための範囲を超えて作成・保管することも違法です。

しかし、「マイナンバー」は、将来的には預金口座や医療分野等の幅広い分野での利用も検討されていますので、なりすましによって「マイナンバー」を聞き出すとする違法行為の発生が考えられ、十分注意することが必要です。

「参考サイト」

- マイナンバーコールセンター
0570-20-0178 (全国共通ナビダイヤル：受付時間 9：30～17：30 土日祝日・年末年始を除く)
政府広報オンライン
<http://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/mynumber/index.html>
内閣官房「社会保障・税番号制度」
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>
特定個人情報保護委員会
<http://www.ppc.go.jp/>
国税庁
<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/index.html>
厚生労働省
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000063273/index.html>
IT 統合戦略本部
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/index.html>
日本弁理士会「マイナンバー制度について」(平成 27 年 4 月 9 日)
https://www.jpaa-members.jp/index.php?page=1 & br_serial=12 & br_sub_serial=104 & sortOrder=0 & view_id=11943

「参考文献」

1. 「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」(特定個人情報保護委員会：平成 26 年 12 月)
2. 「企業のマイナンバー対応」(一般財団法人大蔵財務協会：平成 27 年 4 月)
3. 「どうなる どうする マイナンバーはじまります」(FOM 出版：2015 年 3 月)
4. 「税理士は必ずおさえておきたい！マイナンバー制度の実務ポイント」(榊清文社：2015 年 3 月)

(原稿受領 2015. 7. 6)